

事項	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への融資に係る名古屋市信用保証協会に対する信用保証料補助			
予定額	令和元年度 ー 千円 (債務負担行為の限度額変更 1,103,000→1,454,000千円)			
事業の概要	1 趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等が減少している中小企業の支援として、国において危機関連保証が新たに実施されることに伴い、融資に係る信用保証料の負担を軽減するため、大規模危機対策資金についても名古屋市信用保証協会に対して令和2年度に補助を行うための債務負担行為を設定するもの。			
	2 内容 保証料について、概ね3年間分を免除 (1,454,000千円=①587,000+②516,000+③351,000) 【対象制度】			
	制度名	①環境適応資金 (経済対策特別資金)	②経済変動対策資金 (セーフティネット4号・5号)	③大規模危機対策資金 (追加分)
	対象者	売上高が前年または2年前同月比▲3%以上	売上高が前年同月比【4号】▲20%以上【5号】▲5%以上	売上高が前年同月比▲15%以上
	限度額	1億円(一般枠)	1億円(別枠)	8,000万円(別枠)
	融資期間・利率	3年以内～10年以内 1.2～1.5%	【4号】 3年以内～10年以内 1.1～1.4% 【5号】 3年以内～10年以内 1.2～1.5%	3年以内～10年以内 1.1～1.4%
	保証料率	0.38～1.74%	【4号】0.79% 【5号】0.67%	0.79%
	対象期間(申込受付分)	令和2年2月18日から7月30日	【4号】令和2年3月3日から7月1日 【5号】令和2年3月9日から7月30日	国の指定期間に対応した期間
	融資見込	216億円	280億円	174億円
	計 670億円 ※①と②と③の併用可能			
3 債務負担行為期間 令和2年度				
担当課	産業部中小企業振興センター 産業部産業労働課	電話 735-2100 電話 972-2411		